

総務委員会会議録

平成22年5月11日(火)

(開会) 10:05

(閉会) 11:48

○委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。

「議案第53号 専決処分の承認(飯塚市税条例等の一部を改正する条例)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○課税課長

議案書の1ページをお願いいたします。議案第53号 飯塚市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認につきまして、補足説明をさせていただきます。

この専決処分につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成22年3月31日に公布され平成22年4月1日から施行されることに伴い、飯塚市税条例の一部を改正したものであります。1ページから3ページまで条文、4ページから7ページまで新旧対照表を付けております。

今回の主な改正についてご説明いたします。個人市民税の特別徴収制度についての関係でございます。平成21年度より公的年金からの特別徴収制度が導入されましたが、これに伴い同制度の対象とならない65歳未満の公的年金等所得を有する給与所得者につきましては、公的年金等所得に係る個人住民税は普通徴収されることとなったところでございます。その結果新たな納税の手間が生じるようなことなどから、65歳未満の方につきまして公的年金等所得にかかる個人住民税について、公的年金からの特別徴収制度導入以前と同様、給与からの特別徴収の方法により一括徴収できることとなったものでございます。別紙でA4横書きの資料1枚ものを今日お手元に配付しております。それを補足説明資料参考といたして、ごらんいただきたいと思います。まず大枠で3つ付けております。一番左側、20年度までにつきましては給与所得分、その他所得分、年金を含みますが、原則として20年度は給与からの特別徴収で一括徴収しておりました。ところが平成21年の改正によりまして、給与所得、その他の所得を特別徴収、年金所得につきましては65歳以上につきましては年金特徴、65歳未満につきましては普通徴収にいたしておりました。今回この改正が行われ、一番右端、改正内容として上げております。原則として給与からの特別徴収ということで、平成20年度まで、一番左枠でございます、に戻ったということで、平成20年度以前の方式に戻り給与からの特別徴収に戻るとということで今回の改正でございます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

おはようございます。この改正に伴う影響について、対象人数と額をお尋ねします。

○課税課長

金額を出すことは不明でございますが、平成20年、21年度参考いたしますと年金受給者65歳未満の方でございますが、約850名程度でございます。

○川上委員

そのうちの何人かにでも、天引きがいいですか、普通徴収がいいですかというように、お話を聞きになったことがありますか。

○課税課長

原則特別徴収にいたしておりますので、そういう方法はとっておりません。

○川上委員

先ほどからですね、新たな納税の手間が発生したのでそれを省きたいというようなご説明だ

ったんですね。あたかも納税者に有利になるかのような説明なんですが、実は今日のように、給料を所得でも年金でも相当な勢いで減っていくという中で、税金を取り損なわないために徴収する側に有利なようにこの制度を導入されたのではないかと思うんですよ。そのようなことではないんですか。

○課税課長

先ほど申しましたとおり、納税される方、普通徴収になりますと窓口また銀行等に出向く必要がございますので、特別徴収と一括徴収ということで、以前された方式にということで戻したわけでございます。

○川上委員

そうであれば、改正内容のところに説明があるように、納税者の申告により普通徴収も可となっているんですね。これを原則にしても、別に構わなかったと私は思うんです。以上で質問を終わります。

○委員長

他に質疑はありませんか。

(他になし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論ありませんか。

○川上委員

私は、この専決処分については反対であります。理由は専決であるということ自身と、それから納税者の有利に働かないということであります。詳しくは本会議で述べます。

○委員長

他に討論はありませんか。

(他になし)

討論を終結いたします。

採決いたします。

「議案第53号 専決処分の承認(飯塚市税条例等の一部を改正する条例)」について承認することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手 賛成多数)

賛成多数。よって本案は承認すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第60号 飯塚市市長の給料の支給の特例に関する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

暫時休憩いたします。

休 憩 10:13

再 開 10:14

委員会を再開いたします。

○人事課長

議案第60号につきまして、補足説明をいたします。

議案書その2の1ページをご覧ください。本案につきましては、市職員による各種関係団体における使途不明金発生事件について、市政の責任者としてみずからを戒めその責任を明らかにするため、6月に支給する給料を100分の20減額しようとするものでございます。

ここで事件の概要をご説明させていただきます。本事件は、飯塚市が事務局を担当する観光関係団体、筑豊地区観光協議会及び飯塚市伊川温泉観光協会の2団体が管理する預金通帳から、支出目的及び支出先の特定できない使途不明金が平成18年4月から本年3月までにそれぞれ数十回にわたり発生しており、その総額は約1100万円に上っております。これが判明いたしましたのは筑豊地区観光協議会の事業を請け負った業者から上司に対して支払いの催促があ

ったため担当者に確認したところ、業者への振込を済ませたと報告していたにもかかわらず、4月上旬、業者から振込が確認できないと連絡を受けたため、口座の残高等を調査した結果、口座にはわずかな金額しか残っていないことが分かったものでございます。担当者は既に死亡しており事実確認が本人からできないため、担当部署において取引業者を始め関係者等への確認を行うと同時に、筑豊地区観光協議会と同様に管理している飯塚市伊川温泉観光協会の預金口座を確認したところ、同様に使途不明金が発見されたものでございます。

今回の事件は、担当者を信頼し預金通帳と銀行印を担当者と上司が別々に保管するという金銭管理の基本が守られていなかったことが原因でございまして、人事諮問委員会を経て部長に対し文書訓告、また当時の担当課長に対し減給10分の1、3カ月、課長補佐2名に対し減給10分の1、2カ月の懲戒処分をそれぞれに4月28日行っております。なお、担当者の親族からそれぞれの団体に使途不明金相当額が返済されております。

この事態を受け、4月30日緊急に所属長会議を招集し、事件の概要を報告するとともに、公金等の管理体制や服務規律の遵守について所属の全職員に徹底を図るよう所属長に指示をいたしております。特に会計課が作成している管理マニュアルの内容を確認し、各所属で管理している公金及び準公金の管理状況についてマニュアルどおりの管理がなされているか速やかに調査し、適正な管理体制であることを確認するよう指示し、また、こののちでございますけれども、公金等の管理状況について会計課職員が各所属に赴き、抜き打ちで実地検査を行う予定にしております。また近日中に課長職を対象に職員管理始め、会計事務や文書管理についてのあり方等について再確認を行うため、研修を実施する予定にしております。

本事案は飯塚市のみならず、筑豊地区における飯塚市職員の信用を著しく失墜させる結果となり、深くおわびを申し上げます。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○川上委員

今回の事件について昨日の本会議における市長の報告は、行政への信頼を著しく失墜させることとなりまことに痛恨のきわみと述べられています。しかし公務にかかわって若い市職員が命を失うと、この苦しみについてはですね、あえて語られませんでした。私は、いま大切なことは事実関係をさらに明らかにすることであると思っております。市長の処分の案件についてはさらに深めた調査結果に基づいて行うべきではないのかと考えておるところであります。そこでまず、この100分の20に相当する額というのはいくらになるのかお尋ねいたします。

○人事課長

19万6,400円になります。

○川上委員

先ほど、今回事件の概要については文書も出されております。調査をどのように行ったのか、どういう体制でどのように行ったのかですね、お尋ねしたいと思います。

○人事課長

調査につきましては先ほども説明をさせていただきましたけれども、担当部署におきましてまずは筑豊観光協議会についての使途不明金という事実が分かりましたけれども、それ以外に同様の事案がないのか。それから、使途不明金というふうに断定するにつきましては、お金の流れということが確認されること、これが最優先でございましたので、お金の流れを確認するという意味におきましても使途不明金と、それから未払の分、業者のほうからの請求があったわけでございますので、それ以外の業者についても未払の分があるのではないかと、そういうふうな観点からの調査を至急行うようにというようなことで指示をしております。そしてその全件調査が終了したというような報告を受け、その内容を人事のほうで精査をし、お手元のほうにただ今お配りしております2枚目のほうの表になりますけれども、使途不明金と未払金に

つきましてそれぞれの団体ごと、また年度ごとの金額を掲載をさせていただいております。また、それぞれの枠の中で使途不明金未払計とございまして、その下に数字が打ってございますけれども、この数字が発生件数、発生回数でございます。そのような形で調査報告を受け、また人事のほうでは関係者について、これは現存しております一般職、現存しておるといふか、現在一般職として在職している職員でございますけれども、それぞれ個別に呼んで事情聴取をしておるところでございます。

○川上委員

この預金通帳は2つあったということだろうと思うんですが、この預金通帳はどこで発見されたんですか。

○人事課長

これにつきましてもお手元配付しております資料の1枚目の一番下でございますけれども、遺留品というような形で警察のほうから、これは商工観光課のほうに届けられたということなので、最終的には本人が所有してと、していたというふうに確認しております。

○川上委員

先ほど遺族の方から使途不明金相当額が返済されたというふうに説明がありました。返済請求を本市として行ったのかどうか、また受け取ったということですから、その受取書を何のお金として受け取ったというふうに書いたんでしょうか。

○人事課長

これは私ども人事のほうで直接は担当しておりませんので聞き取りということにはなりませんけれども、ただいまの点につきましては、まず1点請求をしたのかということにつきましては請求はいたしておりません。ただご家族に対しましては事実についてはご説明をさせていただいております。それを受けてご判断をなさったと思いますけれども、市のほうへ迷惑をかけるわけにはいかないのでその使途不明金、未払の分については全額返済をしますというようなお約束をいただきまして、返済が行われたということでございます。また、返済の際に領収等の確認行為といいましょうか、どうしたのかということでございますけれども、領収証の発行等は行われてないようでございますが、未払金につきましては各業者から領収書が参りますので、それをご家族に提示をして確認をしていただいたと。また、使途不明金そのものについてはそれぞれの通帳にその額を振込を済ませたもの、その通帳をご家族のほうに提示して確認をしていただいたということで、一応ご家族のほうはご理解をいただいているというふうに聞いております。

○川上委員

現在はこの通帳と印鑑、だれが管理しておりますか。

○人事課長

所属課、商工観光課のほうで保管をしておるといふふうに聞いております。

○川上委員

通帳はだれが、印鑑はだれが管理しているかお尋ねします。

○人事課長

私の記憶が正しければ、確か通帳のほうは担当者が管理をし、印鑑については課長が管理というふうに聞いております。

○川上委員

そのように徹底しようということで人事課がいま指導してるんじゃないんですか。通帳と印鑑は分けて管理しなさいということを全庁に指導してるわけでしょ。事件があり、命が失われたという職場で今のような答弁ですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:27

再開 10:40

委員会を再開いたします。

○川上委員

現在通帳と印鑑はだれがどのように管理しているのかお尋ねします。

○商工観光課長

現在、2団体の通帳につきましては各担当者、印鑑につきましては私が管理しています。

○川上委員

この2つの団体について、通帳2つとも担当者が持って、印鑑を2つとも課長がお持ちということですか。

○商工観光課長

協議会それぞれ2つの通帳は担当が違いますので、通帳はそれぞれ担当者が持ち、印鑑は私が両方保管しております。

○川上委員

今回、市長の処分議案が出ておるんですけれども、市としてはこれで調査終了というようにお考えなのでしょうか。

○人事課長

調査終了かということでございますけれども、先ほど申し上げましたように所属の方からはすべて精査を行った結果ということで、人事の方へ、その報告を受け、人事の方で諮問委員会も開きまして、処分の内容も決定しておりますので、調査につきましてはこれで終了というふうに考えております。

○川上委員

それでは筑豊地区観光協議会についてですね、少しお尋ねをしたいと思うんですけども。齊藤市長はご自身がこの筑豊地区観光協議会の会長であることを何時お知りになりましたか。

○市長

このエリアにおける責任、順番で回ってきてるということでしたから、その順番が来たときに私はいましたから、4年前には、4年前にはなっていましたかね。

○川上委員

この協議会の規約を見ますと、毎年定期総会を開くことになっています。平成18年度から20年度までの3年間は飯塚市市長が会長を務める、事務局は会長を務める自治体を持つということになっておりますので、事務局も18、19、20年の3カ年ということになってるんですね。平成21年には、21年度にはローテーションからいけば田川市へ引き継がないといけなかったわけですけれども、今日に至るまで飯塚市が会長を務め、事務局も預かっておるといふのはどういう理由があるんですか。

○商工観光課長

これにつきましては申しわけございませんが、もう事務が滞っていたということしかございません。申し訳ございません。

○川上委員

規約をお持ちですか。規約の第7条、総務委員の方々に分かるように紹介していただけますか。

○商工観光課長

筑豊地区観光協議会規約第7条「本会の会議は定期総会及び理事会とする」、2「定期総会は、毎年1回会長がこれを招集する、又、会長が必要であると認めるときは臨時総会を開くことができる」。以上です。

○川上委員

3、4、5もあるんですけどね。それで事務が滞った場合は開かないでおくことができるという規定がどこにありますか。

○商工観光課長

規約に則りますと年1回定期総会を開くようになっておりますが、さきほど申しましたように、この事務処理を怠っていたということで申し訳ございません。ご理解願いたいと思います。

○川上委員

これはですね、だれの事務が怠っていたんですか、まさか市長ではないと思うんですね。部長なのかね、課長なのか。何の事務ですか、事務というのは。

○商工観光課長

この筑豊地区観光協議会につきましては先ほど議員が申されましたように、3年交代で事務局の持ち回りをさせていただいております。平成18年から飯塚市が担当になったわけですが、実際の運用につきましては各自治体の課長で運営しておりますので、所属長の責任において事務処理をしていたところでございますが、今回こういう事態になった次第でございます。

○川上委員

議案第60号は提案理由で、市政の責任者として自らを戒め、その責任は明らかにするため本案を提出すると。この市政の責任を責任者として自らを戒めという中には、私は当然筑豊地区観光協議会の会長であるということも入っていると思うんですけども、そのような理解でいいですか。

○総務部長

質問者言われました、市長も筑豊地区観光協議会の会長職でありながら、その事務局での事件だということで、承っております。

○川上委員

予算議会を開かないというのと規約との関係でいえばね、あまり変わらないんじゃないかと。課長が事務を滞らせたために規約に反して定期総会を何年も開かないという場合は、部長は指揮をする責任があるんじゃないんですか。

○人事課長

この点につきましては、人事のほうからご答弁させていただきたいと思います。これは直接市の業務ということでございますれば、当然部長職まで及ぶかと思いますが、外郭団体であるということで、その外郭団体にあたる事務につきましては、課長が事務局の最高責任者ということでございます。そういうことでご理解をいただきたいと思います。

○川上委員

人事課長は適当なことを言ったらだめです。それならね、会長は課長がなったらいいじゃないですか。市長が会長してるんですよ。あなたの答弁は成り立たない。定期総会を毎年はしていないということは分かりました。じゃあね、平成18年から本来3ヵ年しかないんだけど、その飯塚市が会長職をするのはね。このうち定期総会は何回しましたか。

○商工観光課長

平成18年度以降につきましては、18年の定期総会までは前市の直方市が事務局ということで、定期総会を6月20日に開催しております。そして、19年度につきましては飯塚市が事務局としまして20年2月4日に開催しております。19年度につきましては、一応書面決裁ということで、総会は開催しておりません。以降、開催はしていないのが現状でございます。

○川上委員

そうですね。それで、書面決裁というのは何のことですか。

○商工観光課長

本来規則には則っていませんが、時間的に余裕がなかったということで、各自治体のほうに

お願いしまして、決算書を作成して承認をいただいたというふうに考えております。

○川上委員

事務が滞ったから定期総会はできなかったと言われましたね。この場合は書面で決裁をもらったと。議決権を持つ方々に議案書を配付して送付して、一人ひとりから了承を得たというような意味合いに聞こえますけど、そういうことなんですか。

○商工観光課長

はい、そのとおりです。

○川上委員

規約違反ですね。それで、今回の事件について、及びこの間の協議会の定期総会を正規に開けなかったことについて、齊藤市長は関係自治体とこの間どういう話をされてきたのかお尋ねします。

○商工観光課長

定期総会を開けなかった件につきましては、いくつかの自治体から問い合わせがあったというふうに聞いておりますが、事業等の完了後にするというような形で申し出をしまして、結果的にこういう形になったというふうに考えております。

○川上委員

少し角度を変えて聞きます。無断引き出しが4年間で両方合わせて121回、約1100万円が用途不明と言われているんですね。端的に聞きますけれども、その担当職員が一人で引き出して一人で費消したという判断をされておるのかどうかお尋ねします。

○商工観光課長

通帳、印鑑を同一人物、担当職員が持っておりましてそのように考えております。

○川上委員

一人で引き出してということについては、いま答弁されたんですよ。通帳と印鑑を一人で持っていたんだから、一人で引き出したらと。他の職員はかかわってないということ言われているでしょ。一人で費消したかということについてはどうですか。

○商工観光課長

使用につきましては、用途不明ということで今回こういう形で書類を出していただいておりますので、中身については把握ができておりません。

○川上委員

つまり、だれが使ったか分からないということなんですね。

○人事課長

だれが使ったかは分からないということについてのご質問でございますけれども、所属のほうからの報告を受けました限りでは、先ほども申し上げましたように、未払の部分があるのではないかと、あるいは他の、あつてはならないこととございますが、団体の資金が一時的にショートして、そちらのほうに流用したとかというような形跡があるのではないかとというような観点から調査もかけておりますけれども、そういうふうな事実確認がとられておりません。ただ、担当者が引き出しをしておいたというふうな事実確認はとられておるところでございます。そういうふうな状況から用途不明金というふうに掲載をさせていただいております。本人が生存しておれば、本人からそこら辺の事情聴取ができたものでございますが、その確認がとれないのでこのような表現になっているということをご理解いただきたいと思っております。

○川上委員

だれが使ったかはよくわからないと。しかし、遺族の提供されたお金はいただくというのが事実関係ですね。それから、無断引き出しという表現を市長報告の中でされております。この通帳からお金を引き出す場合、どういう決裁が必要なんですか。無断でない引き出し方というのはどういう引き出し方ですか。

○商工観光課長

通常、外郭団体の会計処理につきましては、一般会計に準じまして伺い等も独自に作成しまして、事務局としますと所属長になりますが、所属長の決裁のもとで引き出しをするのが通常のやり方でございます。

○川上委員

この4年間、課長が引き出してよろしいという決裁を出したことがあるんですか。

○商工観光課長

申しわけございませんが、そういう実績が残っておりません。

○川上委員

そうすると、課長が一切引き出しを認めていないと、4年間、ということになりますね。もう一度答弁求めます。

○川上委員

認めていないということではございませんで、申しわけございませんが、その職員に任せきりだったというのが現状でございます。

○川上委員

課長が決裁してないのに何百万円もお金が動いているわけです。これは事実ですね。それで使途不明と言われるんだけれども、公務に使っていないということをあなた方は何らかの方法で確認したんですか。

○人事課長

それは先ほど申し上げたとおりでございます。公務で使用した形跡がないかということにつきましては、所属課のほうで調査をしておりますけれども、その形跡は見当たらないというふうに報告を受けております。

○川上委員

少し細くなるかもしれませんが、ちょっと許してください。いわゆる、あなた方の言う表現の無断引き出し、4年間全部無断引き出しなんですよ、先ほどの答弁から言えば。その引き出しの日の前後に市の行事、例えば、その自動車産業研究会のレセプションとかね、それから目尾工業団地の現地視察に愛知から社長さんたちが来たとかね、鯉田工業団地の工事風景を見に来たとか、そういうこの、とにかく回数多いからあれなんだけども、符合することがないかという調査はしましたか。

○人事課長

先ほどもお話ししましたように、所属においての調査でございますので、それ以外、具体的に言いますと、商工観光課が所管している業務以外の部分との、なんと言いますか、符合しているかしていないかということまでは調査は行っておりません。

○川上委員

1100万円の使途不明がありますと。あなたがたは何に使われたか調べたいと。個人的に費消したのか、公用で使ったのか調べたと。形跡がないと言うんだけど、私が今指摘したような、いくつか1つ2つの例というのは、当然調べるべきことなんですね。なぜ調べないのか。今の段階でも使途不明金がどこかに残っている可能性があるとは考えないですか。

○商工観光課長

通帳から出されました使途不明金につきましては、この額ということでございますが、課内、部、一応確認はいたしました、そういう確認は取れておりません。

○川上委員

引き出したのは一人とあなた方は特定したんだけど、本当に一人かどうかよく分からない、市民の目から見れば。そして費消についても一人で私的に使用したかどうか分からない。そうであればもう少し真剣にね、市民の目線というか事実を究明する立場で調査しなければならぬ

と思うんだけど、この4年間に部長が2人、現職も含めまして、それから課長が2人、課長補佐が2人、係長兼任で、6人の幹部がおられたわけですね。少なくともこの6人にはきちんと記録を残してね、事情聴取をしたと思います。この6人全員について、だれがいつどこで事情を聞いたかですね、お尋ねをしたいと思います。

○人事課長

先ほどもご報告いたしましたように、一般職につきまして現在市に在職している職員につきましては随時調査を行っております。その日にちにつきましては数回に及んでおりますので、ちょっと今、記録のほうがございませんが、現在一般職と在職しております職員については事件発覚後事情聴取をそれぞれに行っておるところでございます。

○委員長

今の質問は前の代わられた部長とか課長とかそういう前の人たち、平成18年から当時からおられたそういう前任者の方達にはいつ聞いたのかということの質問。それはやったのかやってないのかを答弁してください。

○人事課長

すみません、私どもで調査を行った部分をご報告させていただきました。前部長につきましてでございますけれども、4月16日の夕方と思いますが、経済部長、総務部長2名赴きまして事情を聞いてあるというふうに報告を受けております。

○川上委員

梶原前部長には赴いたと言われますので、それはソフトウェアセンターに行かれたんですか。ご自宅に行かれたんですか。

○人事課長

場所につきましてはソフトウェアセンターというふうに聞いております。

○川上委員

薄井前課長についてはどうですか。

○人事課長

薄井課長については事情聴取は行っておりません。

○川上委員

今後の予定は。

○人事課長

今後の予定についてもございません。といいますのが、在職が18年度に限られるということでございまして、18年度は事件発生時期でもございますけれども、決算それから総会等の開催についても行われているというような状況がございます。それからいったん退職をしております職員でございますので、この事件の守秘と申しましょうか、そういうふうなことも勘案をいたしまして、調査の対象から外しております。

○川上委員

前課長、元課長というべきか、を対象から外すという判断はだれの判断ですか。

○人事課長

私の判断でそういうふうに決めさせていただいております。

○川上委員

正しくないと思います。自ら真相に迫る道を自ら閉ざすということじゃないですか。伊川温泉観光協会のほうには160万円からの使途不明金が発生してるでしょ。どうして自ら真相に迫る道を閉ざすのか。経済部、商工観光課で起きた不祥事を自浄能力というか、自らの力でね、真相に迫るという努力も大事でしょう。しかし同時にそれだけでいいのかと。前任者の推薦を受けて自分が部長になる、あるいは課長になる。一緒に仕事をしてきた仲間が前任者、前任部長のところに行って何を聞くでしょうか。真相に迫ることを聞くことができるのか。市民の目

から見るとこういうことになるわけです。それはしないといけないことかもしれません。それだけでいいのかと。身内に甘い調査というふうに言われかねない。あなた方は前部長に対しては別の角度から事情を聞きに行くということについては考えていないですか。

○総務部長

前部長に事情聴取という段階では経済部長と私も同行させていただきました。そういった中で前部長がこれにこの業務自体にどこまでかかわっておったかと、原課のほうの報告、それと前部長のお話、全くタッチをしていなかった、課長止まりだったという確認をさせていただきましたし、こういった動向についての状況が分からなかったという話もさせていただきました。もう状況については全く想像だにせずですね、ただ驚くばかりであるという状況でございました。

○川上委員

この件については今からお金の引継、通帳管理についてお尋ねしたあとにもう一度お尋ねしようと思うんだけど、平成18年度直方市から引継をしましたね。帳簿類も引き継いだんでしょけど、お金の引継はどのように行ったんですか。

○商工観光課長

直方市からの引継でございますが、18年6月20日の総会後にですね、決算書で確認された通帳と印鑑の引継を受けております。

○川上委員

金融機関はどこか、通帳の名義、印鑑の名義はどうなっておるのかお尋ねします。

○商工観光課長

金融機関は福岡銀行の伊田支店でございます。名義につきましてはそのときに飯塚市長名に名義変更もしております。

○川上委員

正確に通帳の名義を言ってください。それから印鑑はどの印鑑を使っておるのか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:10

再 開 11:15

委員会を再開いたします。

○商工観光課長

通帳の名義でございますが、筑豊地区観光協議会会長 斎藤守史。印鑑につきましては直方市の総会のあとに通帳とともに引き継ぎました筑豊地区観光協議会会長の印でございます。

○川上委員

そうすると直方から、その引き継いだという時に、飯塚市で新たに通帳を作ったということですね。直方時代の記録はそれには残るのか残らないのかお尋ねします。

○商工観光課長

新たに通帳はつくっておりませんで、名義の変更だけさせていただいているようでございます。通帳につきましては、明細書等はございます。

○川上委員

直方時代の記録は引き継がれておるということですね。それで、引き継いだ通帳と印鑑をそのまま、2つ一緒に直ちに担当職員に持たせたわけですか。それともしばらくはそれぞれ分離して管理しておったのかとか、そこのところはどうなりました。

○商工観光課長

前任者に聞くとおるところによりますと、当初から両方担当者のほうが持っていたというふうに考えられます。

○川上委員

そこですね、実は飯塚市は前回会長職を担当し事務局を持ったのは、平成9年から11年の3ヵ年ですね。このときの通帳は調べましたか。

○商工観光課長

当時の通帳は手元にはございませんので確認を取ってません。ただ18年6月に行われました、総会の前に行われました決算で、通帳と決算額というのは同一しておりましたので、その以降につきまして今回は確認をさせていただいております。

○川上委員

念のためにね、私は9年、10年、11年についても通帳に異常がないか、それくらいの真相への迫り方というのは必要じゃないかと思うんです。先ほどから課長は、その担当職員任せきりだったということ言われてるようですが、18年決算と書いてありますね。18年度監査済みと書いてるんだけど、このときのことがかなり重大だと思うのでお尋ねします。実は、別に入手した19年度の定期総会の資料を見ますと、このときに監査報告がされています。20年2月1日なんですね。定期総会の3日前ということで監事は嘉麻市の当時の商工観光課長石堂 享さんです。収支報告は齋藤市長名でされています。繰出金が約352万円なんですね。それで、この関係帳簿を持って、前課長と補佐係長兼任ですが、それともう1人いたかなということらしいんですが。2月1日に嘉麻市役所、碓井を訪ねて監査を求めたということのようですね。その辺は調べてますか。

○商工観光課長

いま委員おっしゃいました、監査の件でございますが、私どもも前課長、担当者に確認しましたところ、平成20年2月1日に直接の担当者ともう1人の職員2人で嘉麻市のほうで監査を受けておりますので、多分当時の課長様の勘違いではないかというふうに申しております。

○川上委員

勘違いかもしれませんけども、石堂さんは昨年、梶原部長と同じ時期に退職されてるんです。で、彼が私に語ったところでは、諫山と固有名詞挙げられております。それで、監査を受けてるわけです。352万円の繰越を抱えてね。このときに、この監事の方はですね、預金通帳を見せられたかどうか覚えていないと言われてるんですよ。覚えていけばもう20年の2月1日のことですから、恐らくその通帳は15回に近い無断引き出しが行われ、金額にして274万円に近い引き出しが行われておったはずなんですよ。そういうことになりますでしょう、2月1日ですから。その通帳を監事に見せなかったのはなぜか、そこは調べましたか。

○商工観光課長

1点目ですが、嘉麻市の課長様から監査を受けたのが18年度決算ということでございますので、一応18年度の決算額と、当時通帳も持参していただいているという確認はしております。18年度の決算までは間違いなく決算額と通帳の残高は合っていますが、残念ながら今委員さんおっしゃいますように、実は19年度の監査が非常に遅れております。このときに、19年度以降についても確認を行っていただければ、そのとき判明したかとは思いますが、嘉麻市の課長さんのお役目としましては18年度決算ということで、18年度決算だけを確認をしていただいたのが現状でございます。

○川上委員

少しずれ込んだ会期になってるんですね。それでね、通帳を持っていったと、それで石堂さんには18年度分だけを見せたと、通帳の。ご本人は記憶があまりないといわれているんですね。そうすると18年度分という通帳はないわけですよ。通帳はずっと続いているわけですよ。平成20年2月1日まで、それに近いところまで続いているわけですよ。どこからか、あなた方は、ここから下は見せられませんということにして石堂さんに見せたんですか。どういう風に見せたんですか。

○商工観光課長

ちょっとお答えになるかどうかあれなんです、嘉麻市の課長様には18年度決算の監査ということでお願いしておりますので、若干の3月31日前後はしようかと思いますが、確認はしていただいているのは間違いございません。ただそのあとにつきましては、確認はされてないというふうに考えております。

○川上委員

よく分からないということですね。だからね、通帳見ればいいでしょう。18年でね、18年度の定期総会前までになるのかな、ちゃんと1冊終わったのかね。それならね、それだけ持って行って監査のときに見てもらおうということになるでしょう。ところが、一冊できれいに終わるのはなかなか難しいでしょう。だから本当に石堂さんが見たのであればね、私はそのあとの15回に近い、あなた方のいう無断引き出しというのが見えたはずと思うんですよ。これはこれ以上争わない。しかし石堂さんにとってはそうかもしれないけど、あなた方、市の商工観光課にとってはね、そのとき全部分かってたはずで、通帳を見てるんだから。あえて18年度分しか石堂さんに見せなかったといったとしても、自分たちは見てるじゃないですか。だから、遅くとも平成20年2月1日までに市の課長、少なくとも課長は、係長はこの無断引き出しが相次いでいること、使途不明金が多額に上っていることを承知していたはずだと私は思います。そう思いませんか。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 11:28

再 開 11:29

委員会を再開いたします。

○商工観光課長

当時の上司が内容を知っていたのではないかということでございますが、先ほど申しましたように、申し訳ございませんが、担当者のほうに任せきりという状態で、把握できていなかったというふうに認識しております。

○川上委員

通帳をね、監査に持っていったんですよ、監事に。そのときに担当者だけじゃないでしょ、行ったのは。一緒に行ったのはだれですか。

○商工観光課長

直接の担当者ともう1人の職員が随行しております。

○川上委員

それを課長、課長補佐に相談なしにね、持って行くわけないでしょ。だから、必ずこの時に課長と課長補佐、少なくともこの15回にわたる無断引き出しというんですか、異常を通帳によって発見したはずで、遅くとも。ここは大事なところなんですよ。だからここをね、あなた方調査しなきゃいけない。そこを調査しないで市長の処分19万6,400円とかあり得ないでしょ。そうするともうほぼ確実です、課長と課長補佐がそのことを知っておったのは。そうすると不思議でしょ、なぜその後1年半にわたってね、その担当者に通帳とはんこを、印鑑を持たせ続けたのかということになるわけです。本人が個人的な意思でそういう無断引き出しを繰り返しておったという場合であろうと、皆さんが仮にですよ、容認したもつとやっておるのであるとね、担当者を替えないといけません。このときに替えておればこの若い職員は命を失うことはなかったと、私は悔しいわけです。なぜそこを調査しないのか、しなかったのかね。課長、課長補佐が知っておったんじゃないかと、監査までしてるんだから、監査の事務をしたんだから。なぜそこは調査できないのかお尋ねします。

○人事課長

今ご質問の件につきましては人事のほうで先ほど申しあげましたように、関係職員も調査しておりますし、当然、今ご指摘の点につきましては調査をしておりますけれども、担当者に任せておいたために確認をしていないというふうに答えをもらっております。

○川上委員

鳩山首相の場合でもね、それから小沢幹事長の場合でもね、死者までは生んでませんよ。この死者を生んだことの重みをどう受けとめるのかということじゃないですか。だからいま我々に大事なことは事実を迫ることだというふうに申しあげたわけです。

それで、経済部長、前経済部長の道義的責任についてです。前経済部長はこの4年間のうち使途不明が発生した4年間のうち、伊川温泉も含めてね、3年間経済部長として在籍されておるわけです。その前の前歴を見ましてもね、16年から既に経済部長なんですよ、旧飯塚市で。そしてその2年前は商工振興課長。さらに2年前は商工振興課長補佐。だから10年にわたってね、商工畑を歩いて来られた方です。その方がこの、自分が予算計上したこともある観光協議会の運営の仕組みとか十分承知のはずなんです。それから15年に公金外横領事件が起きましたね。そのときは商工振興課長ですよ。18年に生活保護費横領事件が起きた時は経済部長です。庁議の重要幹部ですよ。だから、お金は課長に任せておったとかいうような水準じゃないんですよ。全庁挙げてね、トップからこの問題に対応していく、厳格に臨んでいくというときなんです。そのときに定期総会が開かれていない、お金は任せきりと。自分が庁議で確認したことが自分の足元でされていないということなんです。この方にあなた方がきちんとした質問をしなければならん。例えば、通帳を見たことがないのかと、使途について心あたりがないか、定期総会を開かなかつた理由は何か、引継準備を自分が退職するとき引継をしないといけないんですから、田川に。引継準備を指示しなかつた理由、こういったことを尋ねなければならん。そして、その回答だけによるわけにはいかないけれども、必要に応じてですね、私は道義的責任を求めるといことが市長の手によって行われるべきだと思うんです。市長はどうお考えですか。

○総務部長

先ほど人事課長が申しましたが、いま言われます前部長については既に退職をした身でございます。そういった状況をご理解願いたいと思っております。

○川上委員

退職したらね、在職中にどんな失敗をしておっても許されるということはないんですよ。鮎田工業団地が失敗してもね、我々いないから知らないと言ったまま退職された幹部がことしの春も出たけども、そういうわけにはいかないでしょ。新しい政権のもとでいろんな問題が生じているけども、国民の民意に背くこともあってるけども、一方では退職した国家公務員に対してもきちんと責任を問うていくというような法律ができていないじゃないですか。時代はそこに流れてるわけですよ。なぜ飯塚だけがね、退職したら無罪放免なんですか。質問することもできないんですか。国家公務員退職手当法の中では懲戒免職等に該当する行為が在職中にあった場合、退職金を計算する期間中にあった場合は再任用の方の場合でもね、退職金の返還を迫ることもできるんですよ、法律で。それから再任用じゃなくてももう退職してしまっている人でも言えるんですよ。知ってるでしょ。そういうような状況の中で退職した方には厳しい質問ができないと。その後輩の部長が質問しに行くしかないというのではいかんと思うんですよ。市長、退職しようがするまいが、事実を究明するという市長の責任があるわけだから、私はあると思うんですよ。だから、前部長についてもきちんと呼んで聞くと、それが市長の責任の果たし方じゃないかと思うんですよ。19万6,400円の話じゃないと思います。私は息子がこれだけ使い込んだかもしれないと言われた額をね、わずか1週間あまりで集めて、お金を返して領収書ももらわないという遺族の思いに立ったときね、あまりに市の幹部についてはね、身内に甘すぎる。私は許されないと思うんです。これは、齊藤市長も当選されたばかりだけど、市

長の決断が要ると思います。そこで最後ですが、このことも含めて私は市長が指揮を振るってですね、身内に甘い調査と言われるようなことがないように、退職をしていようがしていまいが、真相に迫るといことで、市長自身が指揮を振るわれて調査を徹底して行い、そしてその結果に基づいて市長ご自身の処分に関する議案をですね、出し直してもらいたいと思うんです。市長の見解を伺います。

○市長

今回の点に関しまして、いまそれぞれの関係、また退職した者等に対しての質問、また調査はそれぞれの部署でさせたわけですけれども、先ほどから答弁してますようにですね、この仕事そのものが当事者であった本人だけの業務というような形で進んできたという1つのプロセスがこういう問題を招いたんじゃないかなろうかと思っております。そういうことを踏まえましてですね、これからの業務に関しては担当部があり、その当事者である担当課長であろうがですね、たぶんこれはよその自治体も同じではなかったかと思えますけれども、そういう金銭等にかかわるもの等に関してはですね、先ほど川上委員のほうからもお話があるように、一人の命を絶ったということに非常に重きを私は置いておましてですね、その分に関してはそこが例えば係長であれ課長であれですね、その所属長の長であるものですね、責任を持った中での業務を遂行してもらいたいというふうな指示はいたしておりますし、実際の調査の中では今までのプロセスから考えたときに、担当者だけの仕事、業務という形で、ましてや通帳、印鑑等も本人が持ってたということ自体普通のことでは我々は考えられないことですが、そういうことが起きてたということがですね、あまりにも仕事の任せ方というのがですね、上司たるものの責任の中に執り行われてなかったというふうな認識を持っておりますので、今後そういうことがないように、今やっておりますいろんなその他の業務に関しても、金銭等を扱う部分に関してはですね、課長であれ係長であれ、そういう者がその業務を遂行していようが、所属長である部長等がですね、責任を持った中での仕事ということを取り組んでいただきたいというふうには指示をいたしておりますし、またそうしなければこれは防げないという思いの中で今やっているところでございますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○川上委員

私は調査、真相に迫るうえではね、退職をしたらもう手が届かないということだめだと、そこを答弁していただきたいと思うんですよ。それでストレートに言いますとね、4年間で1100万円の使途不明金を発生させてる。そのうち部長が3年間いましたと。この部長が市の幹旋で三セクの幹部になってると。市から退職金をもらったうえにですよ。こういう状況のもとでそういう責任ある、少なくとも道義的責任のある方がですね、自らこういうふうな責任を果たしたいと思えるような情報も提供しなければならんと思うんですよ。ここで話し合いをしてるような、質疑応答してるようなことも含めて。でなければね、そういう情報がなければ心の痛みもない、道義的責任も感じようがないです。だから法によって退職金の返納ということができないのかもしれませんが、道義的判断ができるように情報もやらないといけない。それはもう退職されていようがいまいが関係ない。責任の大きい方に責めを求めていくというのは当たり前だと思います。そこを市長からは答弁を聞きたいと思ってます。

○市長

先ほど言いますようにですね、この業務そのものが部長職までのかかわった業務として、また逆にそこに認識としてですね、そこにあれば、私は当然そのいま言われる、退職していようがいまいが道義的責任と追求をしなければならぬけれども、その業務そのものが部長職のところまでいっていないで、課長職の段階での仕事として処理が行われたということに対して部長が認識しておれば、私はそれは追求しなきゃならないと思えますけれども、それがなされてなかったというような現状でございますので、私はそこまではできないんじゃないかなろうかという認識の中でおります。

○川上委員

ですから市長、さきほど前部長の3年間のことを申し上げましたけど、それ以前の経過も述べましたね。15年の公金外現金横領事件の問題のこと、18年の生活保護費横領事件のこと、これで厳格な態度、取り扱いをやっ払いこうということを決めたのは庁議なんですよ。自らも加わって決めてるんですよ、確認してるんです。そのことと、もう1つこれとリンクしてるでしょ。お金のことがガチャガチャになってる関係でね、定期総会が開けないと。なぜ部長が定期総会開けないのかと課長に聞かないといけないでしょ。市長にも報告しないとけないし。だから、お金の取り扱い権限というか規定が課長止まりであるということも超えてるんです。だから、認識を持ってないというほうがおかしい。必ず認識を持っておられると思います。それはここで言ってもしょうがないわけですよ。市長が本人を呼ぶか行くかされて、市長もソフトウェアセンターの役員じゃないですか。相手は専務理事でしょ。その場ではできないかもしれないけども。こういう方が道義的責任を負わないままというのは市民は納得しがたいと思いますので、これは意見として申し述べて、質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(他になし)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

私は議案第60号に反対であります。この件については十分な調査を改めて市長の指揮の下に行い、その結果に基づいて適切に市長の処分について再検討すべきだと思います。詳しくは本会議で討論いたします。

○委員長

他に討論はありませんか。

(他になし)

討論を終結いたします。

採決いたします。

「議案第60号 飯塚市市長の給料の支給の特例に関する条例」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙手 賛成多数)

賛成多数。よって本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

これもちまして総務委員会を閉会いたします。大変お疲れ様でした。